

ご挨拶

前回の「AQUA Mirai Report Vol.7」では、「中国人民共和国出境入境管理法」について紹介させていただきましたが、これを補足する形で「外国人出入国管理条例」が発表され、本年9月1日より施行される見込みです。今回の特別号では、当該条例全文を和訳し配信させていただきます。Vol.7の補足資料として活用いただければ幸いです。

「中華人民共和国外国人出入国管理条例」

(2013年7月3日 交付、2013年9月1日 施行)

第1章 総則

第1条

査証の発給と、外国人の中国国内滞在居留にかかるサービス及び管理を規範化するため「中華人民共和国出入国管理法」(以下「出入国管理法」)に基づいて、本条例を制定する。

第2条

国は、外国人の出入国にかかるサービスおよび管理業務の調整を図るシステムを構築し、外国人の出入国サービスおよび管理業務の統一、調整および協力を強化する。省、自治区、直轄市の人民政府は、必要に応じて、外国人の出入国のサービスおよび管理業務の調整システムを構築することができ、情報交換および協力を強化し、当該行政区域における外国人出入国サービスおよび管理業務を適切に行う。

第3条

公安部は、国務院の関連部門と共に外国人の出入国にかかるサービスおよび管理情報のプラットフォームを構築し、関連情報の共有を実現しなければならない。

第4条

査証の発給の管理および外国人の中国国内での滞在居留管理業務において、外交部、公安部等の国務院の部門は、部門のサイト、出入国証書の申請を受理する場所等で、外国人の出入国管理にかかる法律法規及びその他外国人が知る必要のある情報を提供しなければならない。

第2章 査証の類別および発給

第5条

外交査証、礼遇査証、公務査証の発給範囲および発給方法については、外交部が規定する。

第6条

普通査証は、下記の類別に分け、かつ査証に相応のピンインを明記する。

- (1) 査証 C は、乗務、航空、船舶輸送任務を行う国際列車の乗務員、国際航空機の人員、国際的に航行する船舶の船員および船員の随行家族、ならびに国際道路輸送に携わる運転手に発給する。
- (2) 査証 D は、入国して永住する人員に発給する。

- (3) 査証 F は、入国して、交流、訪問、視察等の活動に携わる者に発給する。
- (4) 査証 G は、他国に向かう途中で、中国の国境を通過する者に発給する。
- (5) 査証 J1 は、中国に常駐する外国報道機関の外国常駐記者に発給し、査証 J2 は、入国して短期的に報道を行う外国人記者に発給する。
- (6) 査証 L は、入国して観光する者に発給する。団体として入国して観光する場合は、団体 L 査証を発給できる。
- (7) 査証 M は、入国して、商業貿易活動を行う者に発給する。
- (8) 査証 Q1 は、入国居留を申請する中国公民の家族および、中国に永住する資格をもつ外国人の家族、ならびに養子縁組等の理由により入国居留を申請する者に発給する。査証 Q2 は、入国して短期的な親族訪問を申請する、中国国内に居住する中国公民の親族および、中国での永住資格をもつ外国人の親族に発給する。
- (9) 査証 R は、国が必要とする外国の高級人材と緊急に必要とされる専門人材に発給する。
- (10) 査証 S1 は、入国しての長期的な親族訪問を申請する、就労、学習等の事由により、中国国内に居留する外国人の配偶者、父母、18歳未満の子女、配偶者の父母、ならびにその他必要から、中国国内に居留する必要がある者に発給する。査証 S2 は、入国して短期的に親族訪問を申請し、就労、学習等の事由により、中国国内に滞在居留する外国人の家族、ならびにその他の私事の必要から、中国国内に居留する者に発給する。
- (11) 査証 X1 は、中国国内での長期的な学習を申請する者に発給する。査証 X2 は、中国国内での短期的な学習を申請する者に発給する。
- (12) 査証 Z は、中国国内での就労を申請する者に発給する。

第 7 条

外国人が査証の手続きを申請する場合、申請表に記入し、本人のパスポートその他の国際旅行証書、ならびに規定に合致する写真および申請事由の関連資料を提出しなければならない。

- (1) C 査証を申請する場合、外国の輸送会社が発行した、保証書または中国国内の関連組織の発行した招聘状を提出しなければならない。
- (2) D 査証を申請する場合、公安部より交付された、外国人永住身分確認表を提出しなければならない。
- (3) F 査証を申請する場合、中国国内の招聘者が発行した招聘状を提出しなければならない。
- (4) G 査証を申請する場合、目的国に向かう確定した日付、移動手段のチケットを提出しなければならない。
- (5) J2 査証および J1 査証を申請する場合、中国の関連外国常駐報道機関および外国人記者によるインタビューにかかる規定に基づいて、審査認可手続きを行い、かつ相応の申請資料を提出しなければならない。
- (6) L 査証を申請する場合、要求に基づいて、観光計画日程等の資料を提出しなければならない。団体で入国し観光する場合は、さらに旅行社の発行した招聘状を提出しなければならない。
- (7) M 査証を申請する場合、要求に基づいて、中国国内の商業貿易提携先の発行した招聘状を提出しなければならない。

- (8) Q1 査証を申請する場合において、家族団欒を目的として入国居留を申請するときには、中国国内に居住する中国公民、永住資格をもつ外国人の発行した招聘状および家族関係の証明を提出しなければならない。養子縁組等の理由により入国を申請するときには、委任状等の証明資料を提出しなければならない。Q2 査証を申請する場合、中国国内に居住する中国公民、永住資格をもつ外国人の発行した招聘状等の証明書類を提出しなければならない。
- (9) R 査証を申請する場合、中国政府の関連主管部門の確定した外国高級人材および緊急に必要とされる専門人材の誘致にかかる条件および要件に合致しなければならず、かつ規定に基づいて、相応の証明資料を提出しなければならない。
- (10) S2 査証および S1 査証を申請する場合、要求に基づいて、就労、学習等の事由により、中国国内に滞在居留する外国人が発行する招聘状、家族関係の証明書、または入国して私事を処理するために必要な証明資料を提出しなければならない。
- (11) X1 査証は、規定に基づいて、受け入れ機関の発行した入学許可通知書および主管部門の発行した証明資料を提出しなければならない。X2 査証を申請する場合、規定に基づいて、受け入れ機関の発行した入学許可通知書等の証明資料を提出しなければならない。
- (12) Z 査証を申請する場合、規定に基づいて、就労許可等の証明資料を提出しなければならない。査証発給機関は、具体的な状況を踏まえて、外国人に対して、その他の申請資料を要求できる。

第 8 条

外国人は次の事由の一つに該当する場合、在外査証発給機関の要求により、面談に応じなければならない。

- (1) 入国居留を申請する場合。
- (2) 個人の身分情報、入国事由について更に確認を要する場合。
- (3) 過去に入国を認められず、または期限を定めて出国させられた記録がある場合。
- (4) 面談を必要とするその他事由がある場合。在外査証発給機関が査証を発給するにあたり、中国国内の関連部門または組織に関連情報を確認する必要がある場合、中国国内の関連部門または組織は、これに協力しなければならない。

第 9 条

査証発給機関は、審査の結果、発給の条件に合致すると認めた場合、相応の種別の査証を発給する。入国後に、居留証書の手続きをとる必要がある場合、査証発給機関は、査証に入国後居留証書の手続きを行う期限を明記しなければならない。

第 3 章 滞在居留の管理

第 10 条

外国人が査証を所持して入国後、国の規定に基づいて、滞在事由を変更し、入国における便宜を与えることができ、または新パスポートを使用し、団体査証を所持して入国後、客観的な理由によりグルー

プを離れて滞在する必要がある場合、滞在地の県クラス以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構において、査証の更新を申請できる。

第 11 条

中国国内の外国人が所持する査証を遺失、毀損したか、または窃取された場合、滞在地の県クラス以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に速やかに査証の再発給を申請しなければならない。

第 12 条

外国人が査証の延長、更新、再発給および滞在証書の手続きを申請する場合、申請表に記入し、本人のパスポートその他の国際旅行証書、ならびに規定に合致する写真および申請事由の関連資料を提出しなければならない。

第 13 条

外国人による、査証の延期、更新、再発給および滞在証書の手続き申請が受理にかかる規定に合致する場合、公安機関出入国管理機構は、有効期間が 7 日を超えない受理証明書を発行し、かつ受理証明書の有効期間内に発給の有無の決定を記載しなければならない。

外国人による、査証の延期、更新、再発給および滞在証書の手続き申請が受理にかかる規定に合致しない場合、公安機関出入国管理機構は申請者に対して、履行を要する手続きおよび補正の必要な申請資料をまとめて伝えなければならない。

申請者の所持するパスポートその他の国際旅行証書が手続きのために保管される期間については、受理証明書を依拠として中国国内で適法に滞在できる。

第 14 条

公安機関出入国管理機構による、査証滞在期間を延長する決定は、その回の入国のみに有効であり、査証の入国回数および入国の有効期間に影響せず、かつ累計の滞在延長期間は、原査証に明記される滞在期間を超えてはならない。

査証滞在期間の延長後、外国人は原査証に定める事由および延長期間により滞在しなければならない。

第 15 条 居留証書は、以下の種類に分けられる。

- (1) 就労類居留証書は、中国国内にて就労する者に発給される。
- (2) 学習類居留証書は、中国国内で長期的に学習する者に発給される。
- (3) 記者類居留証書は、中国に常駐する外国報道機関の外国人常駐記者に発給される。
- (4) 団欒類居留証書は、家族団欒の必要から中国国内に居留する中国公民の家族、及び中国での永住資格をもつ外国人の家族、ならびに養子縁組等の理由により、中国国内に居留する必要がある者に発給される。
- (5) 私事類居留証書は、入国して長期的に親族訪問をする、就労、学習等の事由により中国国内に居留する外国人の配偶者、両親、18歳未満の子女、配偶者の両親、およびその他の私事により中国国内に居留する必要がある者に発給される。

第 16 条

外国人は、外国人居留証書を申請する場合、本人のパスポートその他の国際旅行証書、ならびに規定に合致する写真および申請事由の関連資料を提出しなければならない。本人が居留地の県クラス以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構にて関連手続きを行い、かつ指紋等の生体識別情報を残さなければならない。

- (1) 就労類居留証書については、就労許可等の証明資料を提出しなければならない。国の必要とする外国高級人材および緊急に必要とされる専門人材である場合、規定に基づいて関連する証明資料を提出しなければならない。
- (2) 学習類居留証書については、規定に基づいて、受け入れ機関が発行した、学習期間の明記されたレター等の証明資料を提出しなければならない。
- (3) 記者類居留証書については、関連主管部門が発行したレターおよび審査のうえ発給された記者証を提出しなければならない。
- (4) 団欒類居留証書については、家族団欒のため中国国内に居留する必要がある場合、家族関係の証明および申請事由に関係する証明資料を提出しなければならない。養子縁組等の理由により中国国内に居留する必要がある場合、委託書等証明資料を提出しなければならない。
- (5) 私事類居留証書については、長期的に親族訪問する場合、要求に基づいて、親族関係証明、被訪問者の居留証書等の証明資料を提出しなければならない。入国して私事を処理する場合、私事の処理にあたり中国国内に居留する必要があることに関する証明資料を提出しなければならない。外国人が有効期間 1 年以上の居留証書を申請する場合、規定に基づいて、健康診断を提出しなければならない。健康診断は、発行の日から 6 カ月間有効とする。

第 17 条

外国人は、居留証書の延期、更新、再発給を申請する場合、申請表に記入し、本人のパスポートその他の国際旅行証書、ならびに規定に合致する写真および申請事由の関連資料を提出しなければならない。

第 18 条

外国人による、居留証書の申請または居留証書の延期、更新、再発給申請が受理規定に合致する場合、公安機関出入国管理機構は、有効期間が 15 日を超えない受理証明書を発行し、かつ受理証明書の有効期間内に発給の有無を決定しなければならない。

外国人による、居留証書の申請、または居留証書の延期、更新、再発給の手続きあるいは資料が規定に合致しない場合、公安機関出入国管理機構は申請者に対して、履行を要する手続きおよび補正の必要な申請資料をまとめて伝えなければならない。申請者の所持するパスポートその他の国際旅行証書が手続きのために保管される期間については、受理証明書を依拠として中国国内で適法に滞在できる。

第 19 条

外国人が査証および居留証書の延期、更新、再発給、および滞在証書の手続きを申請する場合において、次の事由の一つに該当する場合、招請した組織または個人、申請者の親族、関連専門サービス機構が代わりに申請することができる。

- (1) 16歳未満または60歳以上の場合、および疾病等の理由により行動に差し支えがある場合。
- (2) 初入国ではなく、かつ中国国内での滞在居留記録が良好な場合。
- (3) 招聘組織または個人が、外国人の中国国内における期間に必要な費用について保証する場合。
- (4) 外国人による居留証書の申請が、国が必要とする外国高級人材もしくは緊急に必要とされる専門人材、または前項第1号に規定される事由に該当する場合、招聘組織または個人、申請者の親族、関連専門サービス機構により代わりに申請できる。

第20条

公安機関出入国管理機構は、面談、電話確認、実地調査等の方法により申請事由の真实性を確認できるように、申請者および招聘証明資料を発行する組織または個人は、これに協力しなければならない。

第21条

公安機関出入国管理機構は、次の事由の一つに該当する外国人に対して、査証および居留証書の延期、更新、再発給を許可せず、滞在証書を発給しない。

- (1) 規定に基づく申請資料を提供できない場合。
- (2) 申請の過程で虚偽申告があった場合。
- (3) 中国の関連する法律、行政法規の規定に違反し、中国国内での滞在居留が不適切である場合。
- (4) 査証及び居留証書の延期、再発給の許可、更新、または滞在証書の発給を不適切とするその他の事由。

第22条

学習類居留証書を所持する外国人が学外でのアルバイトまたは実習を必要とする場合、所属する学校の許可を得たうえで、公安機関出入国管理機構に対し、居留証書にアルバイトまたは実習の場所、期間等の情報を追加申請しなければならない。

学習類居留証書を所持する外国人の所持する居留証書に、前項に規定される情報が記載されていない場合、学外でアルバイトまたは実習をしてはならない。

第23条

中国国内に滞在する外国人が、証書を遺失、毀損した、または窃取された等の理由により、有効なパスポートまたは国際旅行証書を所持せず、中国に駐在する本国の関連機構で手続きを追完することができない場合、滞在居留地の県クラス以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構において、出国手続きを申請することができる。

第24条

所持する出入国証書に、滞在区域の明記されている外国人、および出入国国境警備検査機関に臨時入国を許可され、かつ滞在区域を制限された外国人は、制限された区域に滞在しなければならない。

第 25 条

中国国内において外国人が次の事由の一つに該当する場合、不法居留にあたる。

- (1) 査証、滞在居留証書に定める滞在居留期間を超えて滞在居留する場合。
- (2) 査証を免除されて入国した外国人が査証免除期間を超えて滞在し、かつ滞在居留証書の手続きをしない場合。
- (3) 外国人が制限された滞在居留区域以外で活動する場合。
- (4) その他不法に居留する事由。

第 26 条

外国人を雇用または外国人留学生の受け入れ機関は、次の事由の一つに該当することを発見した場合、所在地の県クラス以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に速やかに報告しなければならない。

- (1) 雇用した外国人が離職したか、または就労地域を変更した場合。
- (2) 受け入れた外国人留学生が卒業、修了、満期退学、中途退学して、機関を離れる場合。
- (3) 雇用した外国人、受け入れた外国人留学生が出入国管理規定に違反した場合。
- (4) 雇用した外国人、受け入れた外国人留学生に死亡、失踪等の事由が生じた場合。

第 27 条

金融、教育、医療、通信等の組織は、業務を行うにあたり、外国人の身分情報の確認を必要とする場合、公安機関出入国管理機構に対し確認を申請することができる。

第 28 条

外国人が外交、公務の事由により、中国国内に滞在居留するための証書の発給管理は、外交部の規定に基づいてこれを行う。

第 4 章 調査および送還

第 29 条

公安機関は、実際の必要に応じて、送還場所を設けることができる。出入国管理法第 60 条の規定に基づいて、外国人に対して拘留審査を実施する場合、24 時間以内に拘留審査を受ける外国人を拘置所または送還場所に送らなければならない。

天気、当事者の健康状態等の理由により、直ちに海外送還、国外退去をさせられない場合、関連する法律文書に基づき、外国人を拘置所または送還場所に拘禁しなければならない。

第 30 条

出入国管理法第 61 条の規定に基づいて、外国人の活動範囲を制限する場合、活動範囲の制限にかかる決定書を発行しなければならない。活動範囲を制限された外国人は、指定された時間に公安機関に出向いて届け出を行わなければならない。決定機関の許可なく、生活住所を変更したり、制限された区域を離れたりしてはならない。

第 31 条

出入国管理法第 62 条の規定に基づいて、外国人を海外送還する場合、海外送還を決定した機関は、海外送還をされる外国人について入国を認めない具体的な期間を、法により確定しなければならない。

第 32 条

外国人の海外送還にあたり必要な費用は、本人が負担する。本人が負担できず、不法就労に該当する場合、不法に雇用した組織、個人が負担する。その他の事由に該当する場合、外国人が中国国内に滞在居留するにあたり、保証した組織または個人が負担する。

外国人の海外送還は、県クラス以上の地方人民政府公安機関または出入国国境警備検査機関がこれを行う。

第 33 条

外国人が期限を定めて出国する決定を受けた場合、決定した機関は、原出入国証書を抹消または没収後、滞在手続きを完了し、かつ出国期限を制限しなければならない。制限される出国期限は最長で 15 日を超えてはならない。

第 34 条

外国人が次の事由の一つに該当する場合、所持する査証、滞在居留証書は、発給機関が無効を宣言する。

- (1) 査証、滞在居留証書が毀損遺失したか、または窃取された場合。
- (2) 期限を定めての出国、海外送還、国外退去の決定を受けながら、査証、滞在居留証書が没収または抹消されていない場合。
- (3) 原居留事由に変更がありながら、所定の期間内に公安機関出入国管理機構に届け出ず、公安機関が公告した後も届け出ない場合。
- (4) 出入国管理法第 21 条、第 31 条に規定される査証、居留証書を発給しない事由がある場合。
- (5) 発給機関が査証、滞在居留証書について法により無効を宣言する場合、その場で無効を宣言することも、または公告により無効を宣言することもできる。

第 35 条

外国人の所持する査証、滞在居留証書が次の事由の一つに該当する場合、公安機関はこれを抹消または没収する。

- (1) 発給機関により無効を宣言されたか、または他者により不正使用された場合。
 - (2) 偽造、変造、詐取その他の方法により不法に取得された場合。
 - (3) 所持者が、期限を定めた出国、海外送還、国外退去の決定を受けた場合。
- 抹消または没収を決定した機関は、発給機関に速やかに通知しなければならない。

第5章 付則

第36条

本条例において、各用語は次の内容を指すものとする。

- (1) 査証の入国回数とは、証書の所持者が査証の入国有効期間内に入国できる回数を指す。
- (2) 査証の入国有効期間とは、証書の所持者が所持する査証により入国する有効期間の範囲を指す。
発給機関により注記されない限り、査証は発給の日より発効し、有効期間満了当日の北京時間 24 時をもって失効する。
- (3) 査証の滞在期間とは、証書の所持者が毎回入国した後に、滞在を許可される期間を意味し、入国の翌日より起算する。
- (4) 短期とは、中国国内での滞在が 180 日以内のことを指す。
- (5) 長期、常駐とは、中国国内での居留が 180 日を超えることを指す。

本条例に規定される公安機関出入国管理機構による審査認可期間および受理証明書の有効期間は、業務日により計算し、法定祝祭日は含まない。

第37条

外交部の許可により、在外査証機関は、現地の関連機構に外国人査証申請の受理、記録、相談等のサービス事務を委託できる。

第38条

査証の様式は、外交部が公安部と共同で規定する。滞在居留証書の様式は、公安部が規定する。

第39条

本条例は、2013年9月1日より施行される。1986年12月3日に国务院が承認し、1986年12月27日に公安部および外交部が公布し、1994年7月13日および2010年4月24日に国务院により改正された『中華人民共和国外国人出入国管理法実施細則』は同時に廃止される。

上記内容は参考文書として翻訳したものであります。中国語原文が必要な方は担当者までご連絡ください。また何か質問・ご意見ありましたら、ご連絡いただければ幸いです。

Issued By

株式会社アクアビジネスコンサルティング（作成者：小笠原翔大 監修：程鵬）

上海市南京東路 409-459 号 置地広場 1318 室 200001